



平成17年6月9日

各 位

上場会社名:伊藤忠商事株式会社

コード番号:8001

(URL <http://www.itochu.co.jp/main/ir/index.html>)

代表者名: 代表取締役社長 小林 栄三

問合せ先責任者: 広報部長 松本 吉晴

TEL (03)3497-7291

平成17年3月期決算発表資料の追加(注記事項【税効果会計】)

平成17年4月28日に発表いたしました、「平成17年3月期 決算短信(連結)[米国会計基準]」及び「平成17年3月期 個別財務諸表の概要」に関する注記事項の追加開示を以下のとおり行います。

追加する注記事項

	頁
・ 税効果会計(連結)	1
・ 税効果会計(個別)	2

【税効果会計】（連結）

当社及び国内子会社は、その所得に対して種々の税金が課されており、これらの法定税率を基礎として計算した標準税率は41%となっております。また、平成15年度の標準税率は42%となります。海外子会社については、その所在国での法人所得税が課されております。

当社は、平成14年度より連結納税制度を適用しております。

「法人税等、少数株主持分損益、持分法による投資損益及び臨時項目前損益」に対する各年度の標準税率と実効税率との差異は次のとおりです。

	平成15年度 (%)	平成16年度 (%)
標準税率	△42.0	41.0
課税所得の算定上損金算入されない費用	1.7	1.3
海外子会社の適用税率の差異	△2.3	△2.3
子会社等欠損金のうち会計上認識されていない税効果	3.2	3.6
当期に認識した子会社の過年度損失に係る税効果	△5.9	△4.0
受取配当金	6.6	5.8
外国税額控除	7.4	2.0
評価性引当金	△16.8	4.3
その他	△1.3	0.4
実効税率	△49.4	52.1

平成16年3月31日現在及び平成17年3月31日現在、繰延税金資産及び繰延税金負債を生じさせている主な一時差異の税効果額は次のとおりです。

	平成16年3月31日 (百万円)	平成17年3月31日 (百万円)
繰延税金資産：		
たな卸資産及び有形固定資産	134,834	131,984
貸倒引当金	52,689	41,455
繰越欠損金	11,915	17,057
退職給与及び年金債務	5,472	2,532
有価証券及びその他の投資	51,668	62,562
その他	40,179	31,388
繰延税金資産合計	296,757	286,978
評価性引当金	△46,725	△54,839
繰延税金資産純額	250,032	232,139
繰延税金負債：		
延払条件付販売利益	△549	△483
退職給与及び年金債務	△45,127	△45,043
有価証券及びその他の投資	△28,486	△29,532
その他	△23,959	△20,355
繰延税金負債合計	△98,121	△95,413
繰延税金資産の純額	151,911	136,726

【税効果会計】（個別）

平成16年3月31日現在		平成17年3月31日現在	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	(繰延税金資産)		(繰延税金資産)
	貸倒引当金損金算入限度超過額 108,723		貸倒引当金損金算入限度超過額 99,436
	投資有価証券等評価損 57,281		投資有価証券等評価損 46,534
	退職給付引当金損金算入限度超過額 3,882		退職給付引当金損金算入限度超過額 2,931
	販売用不動産評価損 12,372		販売用不動産評価損 14,301
	債務保証等損失引当金 7,902		債務保証等損失引当金 7,925
	減損損失等 38,598		減損損失等 34,172
	その他 14,631		その他 16,769
	繰延税金資産小計 243,389		繰延税金資産小計 222,068
	評価性引当額 △ 97,834		評価性引当額 △103,159
	繰延税金資産合計 145,555		繰延税金資産合計 118,909
	(繰延税金負債)		(繰延税金負債)
	退職給付信託設定益 △ 45,127		退職給付信託設定益 △ 45,043
	その他有価証券評価差額金 △ 17,093		その他有価証券評価差額金 △ 17,422
	その他 △ 4,721		その他 △ 4,450
	繰延税金負債合計 △ 66,941		繰延税金負債合計 △ 66,915
	繰延税金資産の純額 78,614		繰延税金資産の純額 51,994
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (単位：%)	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 △42.0		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
	(調整)		
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.5		
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △ 6.8		
	外国税額控除 4.1		
	評価性引当額 33.1		
	その他 △ 6.1		
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 △17.2		

以上